

[事案 24-112] 契約無効請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の募集人の説明不十分を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人から、パンフレットを用いた説明は受けず、何時でも元本が保証されている商品であると説明されて、平成 17 年 12 月に一時払保険料 500 万円を支払って米ドル建の個人年金保険に加入した。しかしながら、円建てで元本保証のある商品と誤信したので、契約を無効として払い込んだ保険料に損害金 10%を付加して返還してほしい。

<保険会社の主張>

加入の際、募集人は、パンフレットおよび設計書を使用して、米ドル建の変額商品であること、円ではなくドルでの最低保証があることを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 前提事実

- (1) 申立契約は、満了時における年金原資は一時払保険料の 115%、死亡給付金は一時払保険料相当額が最低額として、米ドル建てで保証され、解約時の払戻金は一時払保険料を下回ることもある商品であった。
- (2) パンフレットには、随所に「米ドル建」の文字があり、死亡給付金・年金の支払いは米ドルで行うことが明記され、さらに、解約時の払戻金は一時払保険料を下回ることもあることも明記されていた。
- (3) 申立人が自署捺印している契約申込書兼告知書は、表題に「米ドル建」の記述があり、裏面の確認書には、途中解約すると多くの場合、払戻金は一時払保険料を下回る可能性があること、払戻金・年金・給付金は米ドル建てで算出されること、為替リスクなどが記載され、これらについて説明を受け、了知したとして、確認・同意欄に申立人が自署捺印していた。

2. 不実告知または不利益事実の不告知による取消しについて

申立人が主張する、募集人の説明内容のみで契約締結に至るのは不自然であり、保険商品の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則して行われるが、本件において通常と異なる説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらず、後日、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることも困難で、募集人は、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。

そして、パンフレット等の内容から、申立契約が米ドル建ての商品であることは明らかであり、円建てで元本保証の商品であるとの記載もないので、申立人が説明されたと主張するような説明を募集人が行ったと認めることはできない。

よって、申立契約を勧誘するに際し、募集人に不実告知または不利益事実の不告知があった

とはいえ、消費者契約法4条1項1号、同条2項に基づく取消しは認められない。

(2) 錯誤無効について

錯誤による契約の無効（民法95条本文）が認められるためには、要素の錯誤であることが必要とするが、仮に申立人に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、パンフレット等および申立人が自署した書類の内容からすると、申立契約が米ドル建ての商品で、円建て元本保証のない商品であることは容易に知り得るので、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえ、申立人の主張を認めることはできない。

【参考】民法

第90条（公序良俗）

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

消費者契約法

第4条

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認